

# 広報かめだ

発行所 亀田町役場

編集責任者 松原元一

### 町の人口

人口	22,359人
男	10,860人
女	11,499人
世帯数	5,061
46.1.1現在	

2月

毎月1回1日発行

NO. 29



第一保育園児たちの豆まき

## 季節節祭の雑話雑題

早春とはいえ、寒さはまだかなりきびしく、季節風も強く大陸から寒波の襲ってくることもありすが、樹木の肌をみると、かすかに春の気配の動きが感じられます。

むかし四季の移り目を、それぞれ節分といっていたようですが、今日では立春の前日、つまり二月三日を節分と呼んでいます。冬の季節から春の季節に移る分岐点という意味で、地方によっては「せつがわり」といっているところもあるようです。節分の夜「福はうち、鬼はそと」と景気よく豆をまく習慣は、まだ各地で盛んに行なわれています。

子どものころ、今夜は鬼が来るから豆をぶつけて追っばらうんだよ、と教えられ、空が暗くなるのを待たかねて、なんべんも戸外のようにすわうかがった思い出をお持ちのかたも多いでしょう。節分は寒三十日が続いて長い冬から春になるつまり立春の前日ですから一年の終りとされ、とくに重んじられていたようです。

豆まきも一種の年越し行事で、その豆を「年の豆」と呼び、その行事をする人を「年男」と呼びました。

追儺（ついな）というのは、（鬼やらい）ともいう儀式で、平安朝のころ宮中で毎年、大みそ日の夜、行

なわれていました。大舎人（おおとねり）が楯と矛を持って鬼を追い、玉脚以下が桃の弓で葦の矢を放つ行事で、これが鎌倉末期まで続いて、公の儀式となっていたようです。その後、各地の社寺でも追儺の式を行なうようになり、日取りも節分の夜に変わりました。

これは現在、もうほとんど忘れられているようですが戸口にヒイラギの枝と焼いたイワシの頭をさす風習があります。邪霊が家にまぎれ、こむのを防ぐおまじないで、イワシのほか、ネギやラッキョウ、ニンニクなどくさいものをさしはさんだり、女の髪の毛を焼いてそえたりする地方もあります。

柊（ヒイラギ）を用いるのは、ヒイラギが寒中に霜を消す勢いをもっていて、霜雪に耐えて色を変えない緑のみさおがあるからだとか、あるいはその葉の鋭いトゲで鬼の眼を刺そうとするので、鬼が近づかないからだともいわれます。

古くからの農家で、屋敷の入口にヒイラギを一本植えているのを見かけることがあります。あれも同じような意味の疫除（やくよけ）のおまじないなのでしょう。

本会議は

町建設基本構想中心に

都市計画画法に基づいて

将来あるべき町のビジョンを示し、より良い町建設のために教育施設の充実、町民福祉施設の充実、社会環境施設の整備、区画整理事業の拡大、公共用地の先行取得について...

一般質問

町長「一般町政の報告をいたしたいと思っております。まず、ご質問に答えます。広報でもお知らせしましたが、...

亀小改築工事

次に亀田小学校の改築工事の状況申し上げます。財政上できないというようなのは、いつまでも残されているので、これを請願され、採択されれば優先させなければならぬと、委員会で決定をお願ひした意味がなくなるので、やはり緊急の度合を考慮していかねばならないと考へておられます。

消防署移転

議員「消防署の移転であるが、現在の場所が狭く、老朽化しておりますので新しい土地を買ってほしいという要求があったので、この新しい土地を買ったのであります。従ってこれに対して消防署の建設についてはどういう考へをもつておられるか。

減反調整

議員「生産調整の問題について伺いたい。減反の具体的な問題が、町長の答弁に困る。町長は、町長の答弁に困る。町長の答弁に困る。町長の答弁に困る。

給与関係条例

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

給与関係条例中心に

12件を議決
議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

の図書を買ってこれを記念に残した方が、もっとも適当であるということ、そのように決定をいたしましたことを報告申し上げます。

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

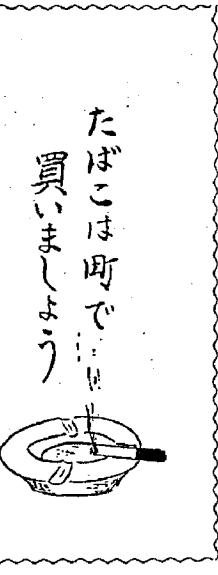
議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...

議員「給与関係の給与に、昨年以上の減反要請があった。昨年の経過からみると、当時のたまたま、あれだけの建物であれば、少予算をかけたければ、いまのところよりむしろ安心ではないかという話もあつたので、...



たばこは町で買いましょう

# 昭和四十六年度決算 定期監査報告

監査委員

この監査委員の監査報告は、昭和四十四年度一般会計並びに国民健康保険会計の決算を議案として町長と議会議長に提出する前に、監査委員の審査をお願いして、その審査の結果を、町長と議会議長に提出するものとす。その内容は次の通りであります。なお昭和四十五年度の定期監査の結果は、いづゆる日常事務の執行状況を確認する（監査）の結果も併せて報告されたものであります。（按察）

地方自治法第一九九条第三項（監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第一項の規定による監査をしなければならぬ）の規定により、定期監査並びに同条第六項（監査委員は、必要があるとき認めるとき、又は補助金、交付金の財政的援助を与えているもの出納、その他の事務に係る監査をすることが出来る）及び他町田公私設団体補助規定第十條第二項の規定による監査を実施いたしましたので、同法同条第八、九項の規定により意見を添えてご報告いたします。

このような状況では合理的な事務処理が出来ないばかりでなく、時には不測の事態を惹起する原因ともなるので注意せねばならぬことである。この観点に立って本期監査中、一部の事務についてはその実態を調査したところ下記の二例に達している。引続き事務全般についてこの調査を進める所存である。

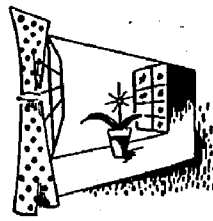
（1）委託保育所に関する規定について。  
（2）教育財産、並びに学校施設設備の管理責任者について。  
尚、一般事務の監査に当たっては出来る限り簡便主義をきき、単純な取扱上の誤謬等については、その都度相手方に注意、又は必要な修正を求めて処理した。

（1）町では現在四つの委託保育所をもっているが、その設置並びに運営に関する規定が全くなく、これは行政上の遺漏である。速かに整備されなければならぬ。  
（2）消防員の報酬、出動手当の支払事務について。

消防団員の報酬や出動手当の支払は、相当の時間や手数がかかるのでその取扱いは若苦の跡がうかがわれる。取扱いは方法としては必ずしも能率的だと言えない。委任状によって、分団長に一括支払いをする方法を採られたらどうかと思う。

教育委員会  
教育財産並びに学校施設設備の管理責任者について。

教育財産の管理については、教育規則第六号（昭和三十五年九月）によって定められているが、その第二条に「教育財産の管理にあたるため別に教育委員会が指定する管理責任者を置く」とあるが、現在その他指定されたものが何人であるか明らかでない。又、他田町小中学校の管理運営に関する規則第五条には、「学校の施設設備の管理については、委員会が別に定めるところによる」とあるが、その別に定められたものが所在不明である。速かに責任体制を明らかにするように措置せられたい。



## 住居表示事業完了 新しい町割、新町名で実施

町の新住居表示は国有鉄道を境にして西側を昭和四十五年六月より実施、東側を昭和四十六年二月よりそれぞれ新しい町区画と新町名で実施いたしました。従って施行日以降における住所変更、その他の事務処理要領について、部落説明会広報などでお知らせしてまいりましたが、さらに万全を期するため再掲いたします。関係諸事項についてはそれぞれの窓口で処理されるようお願いいたします。

一、土地・建物などの登記事項について  
（1）申請を要する者  
住居表示施行区域内に土地、又は建物を所有し、すでに登記済みの物件を保有する者。  
（2）申請の方法  
別掲の様式（復写用の白紙に、黒又は青のカーボン紙を使って、正副二通作成）にもとづき関係事項（記載例を参照）を記載のうえ、役場の住民課で発行する証明書を添付し、登記所の窓口で申請手続きを行なうこと。

（3）申請期間  
期間については、とくに制約をうけないが、当該者が、登記事項の必要性に応じて処理するものとする。  
（4）登記税及び証明手数料  
は町の行政上のために行なう登記、登録、その他の手続上の諸証明及び登記税は登録税法によつて免除される。

二、免許・認定・許可証などの取扱について  
この届出については、住所の変更後十五日以内に新潟陸運事務所登録資料課の窓口で、手続をとることが原則とされるが、万、止むを得ない事情で若干期間の遅延が生じても法的な罰則（三万円以下の罰金）は考慮することとなつたが、出来るだけ期間内に処理すること。  
（1）バイク、自動車などの運転免許について。  
免許所有者の住所が、変更された場合、すみやかに所轄の警察署でその手続きを行なうよう義務行為が科せられるが、住居表示事業の実施によつて、住所の変更が生じた場合に限り、特例として免許期間の更新時でも、よいとされている。  
（2）教員免許、資格検定、認定、その他の許可証について。  
各種の資格、認定、免許、その他営業上の許可についての取扱い方法については、交付又は発行団体機関等で、一定の手続き方法が定められているものと思われ、手続きについては、支部又は組合、医師会などの組織で取まとめ、代表者申請をとられることが簡便である。  
（3）自動車の車輛登録について。  
この届出については、住所の変更後十五日以内に新潟陸運事務所登録資料課の窓口で、手続をとることが原則とされるが、万、止むを得ない事情で若干期間の遅延が生じても法的な罰則（三万円以下の罰金）は考慮することとなつたが、出来るだけ期間内に処理すること。

三、住居番号未付定者の取扱について  
さきに通知した当該者は、昭和四十五年九月五日現在の実態調査と同日現在、住民登録基本台帳に登録されている者及び町の条例で定められた事業所等については、住居番号を付定し、通知書の交付を行なつたが、その後に行なつていないの調整は行なつていないので、当該者は、すみやかに住民課の窓口で所定の手続きを行なうこと。  
四、施行後の取扱いについて  
二月一日以降に、住居表示施行区域内より転出又は区域内に転入した当該者については住民課の窓口で、所定の手続きを行なうこと。

五、住居番号の表示について  
町の条例によつて、住居表示実施区域内に住居を有する者は、町が交付する、住居番号表示板を一定の場所に必ず表示しなければなりません。この表示方法は、木造家屋の場合は、玄関の「カモイ」の中央部、モルタル、鉄骨、鉄筋コンクリート造りの建物の場合には高さ一五〇センチとし一般歩行者から、最も見やすい場所に表示すること。  
六、連絡用ハガキについて  
住所の変更に伴なう連絡用ハガキについては、所定の事項を記載のうえ（親類、知人、商取引先）最寄りの郵便局、又はポストに投函すること。  
七、本籍と現住所の表示方法  
本籍 亀田町諏訪一丁目五十番地  
現住所 亀田町諏訪一丁目二番三号

八、固定資産台帳の縦覧  
一、場所 役場税務課  
二、日時 三月一日より三月二十日まで  
固定資産台帳を縦覧出来る方は、土地、家屋、償却資産の所有者又はその家族に限られています。他人の所有する固定資産は縦覧することは出来ません。なお、この制度は、固定資産税を納税する方のため基礎となる価格をお知らせし、正しい税額を確定する制度です。

九、職員募集のお知らせ  
昭和四十六年度の亀田町の職員を次の要領で募集します。お知らせいたします。  
一、募集要領  
①資格：高校卒業以上で満二十五才未満の身体健全のもの。  
②土木技術職員  
工業高校（土木）課程を修了したもの。  
③保育  
保育の資格を有するもの。  
④消防職員  
試験日、会場、日時などは追つて本人に通知。

十、登記申請書  
（別掲様式と記載例）  
登記の目的 所有権登記名義人表示変更  
原因 昭和四十六年式月吉日住居表示を実施  
変更後の事項 住所 中浦原郡亀田町諏訪一丁目式番参号  
申請人 住所 中浦原郡亀田町諏訪一丁目式番参号 美田 稲穂 穂田  
添付書類 申請書副本、変更証明書、代理権限証書  
昭和四十六年参月四日 新潟地方裁判所亀田出張所

十一、昭和44年度 亀田町一般会計 特別会計歳入歳出決算 審査意見書  
地方自治法第233条第2項の規定により、昭和44年度亀田町一般および特別会計歳入歳出決算ならびに関係簿証書類を審査した結果同法同条第3項による意見は下記のとおりであります。  
一、審査対象  
（1）昭和44年度亀田町一般会計歳入歳出決算および関係簿、証書類。  
（2）昭和44年度亀田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算および関係簿、証書類。  
二、審査期間  
昭和45年11月28日から昭和45年12月2日迄  
三、審査の総括的意見  
各会計予算の執行について関係簿並びに証書類を照査の上さらにその内容についても検討を加え審査した結果、計数的に正確であり、内容も正当なるものと認めた。

四、一般会計についての意見  
昭和44年度の一般会計は一応順調な経過を辿り、決算において実質23,900千円の黒字を出して閉じた。言うまでもなくこれは町税以下各款の収入実績が好調であったことと歳出面でも街路事業費の17,000千円の外は大型事業の支出が殆んどなかったためである。歳出について款別比較すると総務費を除いた各款は何れも前年度より支出減となつているが、総務費は全年度より約10,000千円支出増となつている。更にその内容を検討するとこの内住居表示調査費1,769千円の特種支出がある他は大体一般管理費の増であり、人件費の増加需用費の物価高騰等が主な原因となつている。その他の支出内容については、特に説明を要するものは見当らなかった。  
（6）特別会計についての意見  
昭和44年度の国保会計は700万円以上の次年度繰越を出して決算したが、その歩みは必ずしも平坦であつたとは見られない。即ち、この決算の中には明暗二つの流れを見ることが出来るからである。保険給付金の著しい減少は確かにその明るい一面であつたであろう。しかし、これは人為的であつた結果ではないから敢えて成績とは言われぬ。運の幸運と言つた方が当るかも知れない。

一方、税関係の成績である。税金ながらここにはいくつもの気になる材料が揃つている。先づ予算に対する収入減、未収額の増加、不能欠損の額等がそれである。これ等の凡てが収納努力の不足による結果として片付けてしまわれるなら問題は簡単であるが、その内容はなかなか複雑である。例えば収納率と未収金の関係について見ても42年度は85.1%の収納率で未収額4,054千円、43年度は87.8%の収納率で未収額5,021千円、本年度は収納率86.9%で未収額6,221千円であり 収納率において若干の増減があるにもかかわらず未収額は43年度は前年に比し967千円、本年度は前年に比し1,200千円 夫々増加していることを見がすわけにはいかない。これは徴税職員の努力にもかかわらず、この傾向にあることは他にその原因があるのではないかと考えざるを得ない。その他の決算内容には、特に取り立てるものはなかったが、本年度は保婦健婦設置費（4,860千円）が一般管理費（3,570千円）を上廻つて支出順位が変つたことにちよつと目をひいた。これは保婦健婦の増員が原因であるが、このことは町の衛生事業と共に予防行政が強化されたものと受け取つてよいと思う。予算の執行並びにその事務取扱等については格別な注文はしなかつた。



# 保健衛生 だより



月日	曜日	実施内容	該当者	会場
2月15日	月	妊婦検診	1月中に届出た妊婦	公民館
2月17日	水	3才児検診	43年1月、2月生れ	公民館
2月22日	月	乳児検診	45年5月生れ	公民館
2月23日	火	離乳食講習会	45年10月生れ	公民館
2月24日	水	母親教室	妊婦	公民館
2月26日	金	乳児検診	45年11月生れ	公民館



## 今月の当直医

- 7日…亀田医院(新明町1)  
電話02348番
  - 11日…藤崎医院(本町3)  
電話03072番
  - 14日…押木医院(本町4)  
電話02052番
  - 21日…阿部医院(新明町5)  
電話02045番
  - 28日…三ツ又高橋医院(城山1)  
電話02970番
- ◎渡辺病院(西町2)  
電話03111番  
当直医が診察に応じます
  - ◎中川医院(東本町5)  
電話03060番
  - ◎堀・本図医院(東本町5)  
電話02349番
  - ◎佐藤医院(下早通)  
電話02878番
  - ◎中川医院、堀・本図医院、佐藤医院については医師在院の場合診療に応じます

## 市街化調整区域内における開発行為 または建築行為の届出について

市街化調整区域内で行なう開発行為、または建築物の建築については農林漁業の経営者が居住する建築物を除き、原則として禁止されることになりました。

しかし、昭和45年11月15日現在、市街化調整区域内に自己の居住、または業務の用に供する建築物を建築する目的で土地を有していた方、または借地権を有していた方は、昭和46年5月15日まで役場に備えつけてある用紙によって県知事に届け出た方で、昭和50年11月15日までにこれらの行為を行なう場合に限り、その段階で別に県知事の許可を受ければ、これらの行為を行うことができます。

したがってこの届出は、関係者にとって重要なものですから、お忘れのないよう、早めに提出してください。なお、詳しいことは役場建設課にお問い合わせください。

- ◎開発行為とは、主として建築物の建築の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
- ◎市街区化域とは、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
- ◎市街化調整区域とは、農林漁業経営者の居住の用に供する建築物またはこれらの付属建築物以外の建築物の建築を原則として禁止し、自然の環境や優良農地を守る地域をいう。

## 十五区のおとしより が孫たちにぞうきん を贈る

剛去る十二月十六日の朝、十五区老友会々々小池栄吉さんが事務局へ「町がおとしよりにいろいろと暖かいめんどろをしてくださる暖かい感謝の気持ちとして、おとしよりで、できるお礼としてぞうきんをつくりました。保育所でつかって下さい」と、粗末なるぞうきんなれど、老友の会員一致感謝の奉仕 十五区老友会 百七十二枚

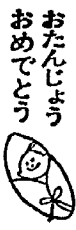
## 婚前、新婚学級の開催

このたび町役場、母子愛育会共催により婚前、新婚学級を開催することになりました。この学級は結婚前の人、新婚の人達を対象に新しい健康生活を、活に必要知識を、理解し、明日へ家庭の造りに役立てて頂くことを目的としております。

先生(県衛生部参事) 梶島史子  
講師 公民館 場所 30分  
午後6時 2月26日 日時  
お申し込み 御参加を 期待して おります

◎新しい家庭の基礎と結婚の心理  
◎結婚に必要な条件  
◎私達の結婚を幸にする条件

英也	慎一	凡子	泰忍	美加	ゆかり	智弘	信弘	重徳	直子	里枝	勝彦	卓三	里枝
井口	岩崎	山岸	桑原	松村	村木	熊谷	熊谷	高橋	阿部	細田	高橋	橋本	山本
勝也	慎一	孝二	頭立	力男	勝男	昭栄	敏弘	八郎	守平	守平	諭	宏明	慶彦
36区	27区	19区	34区	50区	30区	24区	40区	41区	1区	34区	26区	11区	23区
43区	21区	1区	34区	26区	11区	23区	43区	21区	1区	34区	26区	11区	23区



佐藤	山下	上田	島名	世帯主
広茂	久吉	仙吉	喜久雄	世帯主
本人	本人	本人	本人	本人
24区	33区	44区	48区	区

今月の納税  
国民健康保険税  
第6期分は  
2月28日までに  
お納め下さい。

勝山	佐藤	風間	五十嵐	池田	土田	新保	大沢	坂内
ミタ	清二	忠一	徳次郎	スイ	正造	富作	晋二	山田
42区	49区	45区	4区	50区	33区	38区	31区	7区

と書いた送り状をそえてもってきました。早速町内の八つの保育所へ送りました。おばあさんの一針々々のぞうきんが、かわいい孫たちのたくさんいる保育所がきれいな子、子供達がすこやかに育っていくことでしょう、と保母さんからよろしくお礼を申し上げて下さいと感謝の言葉でありました。

## 火災見舞金 罹災者に贈る

去る十一月八日、早通の火災に罹災された南場ヨシノさんへ寄せられた町民の見舞金二七八、九四〇円を池田助役、宮腰社会福祉協議会長が、十二月三日お伺いし贈呈いたしました。

## 青色申告の おすすめ

尚、罹災者より町民の皆様によりお礼を申し述べて下さいとのお言伝がありました。

まあなく、所得税の確定申告の時期がやってきます。所得税は、納税者が自分で自分の所得や税額を計算して申告し、納税する申告納税制度をとっています。帳簿にもとづいて正しく所得や税額を申告する人には所得の計算上や、そのほかの面でいろいろ有利な取扱いをすることになっていきます。これが青色申告制度です。これが青色申告制度ですが、青色申告者の数は次第にふえ、とくに最近では青色申告者が多くなっています。

色申告が単に税金の面で有利となるだけでなく、経営の合理化にも役立つことが一般に知られてきたため、いちじるしく増加しています。青色申告をしたからといって、一般の場合に別にむづかしい帳簿をつける必要はありません。

青色申告の申請期限は、三月十五日までとなっています。まだ青色申告をされていないかたはこの制度をおすすめするとともに、青色申告の手続き、帳簿のつけ方、決算のしかた等についておわかりにならない点がある場合には、商工会議所や青色申告会(商工会議所内)で、いつでもご相談に応じ、御指導致しますので気軽にご利用下さい。